

## 松島町農作物等鳥獣被害対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣による農作物等被害を防止するための経費の一部について、予算の範囲内において、松島町農作物等鳥獣被害対策事業補助金（以下「補助金」）を交付するものとし、その交付に関しては、松島町補助金等交付規則（平成16年松島町規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 補助金等交付申請書を提出する日において、町内に住所又は事業所を有する者
- (2) 現に鳥獣による農作物への被害を受け、又は被害を受ける農地等を所有し、又は耕作する者
- (3) 経営耕地面積が20a以上又は農産物販売金額が50万円以上の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度において既に補助金の交付決定を受けた者
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度において既に補助金の交付決定を受けた者と同一の世帯に属する者
- (3) その他町長が不相当と認める者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 町内の農地等に設置する電気柵又は耐久性隔障物（金網やトタン等）及びその付帯設備
- (2) その他町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、補助金の限度額は10万円とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書は様式第1号によるものとし、その提出期限は町長が別に定める。

2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所を確認できる位置図
- (2) 購入予定資材の見積書の写し
- (3) 確定申告書の写し
- (4) 町税等納税証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、速やかに松島町農作物等鳥獣被害対策事業補助金交付決定通知書により、申請者に対し、通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 規則第3条の規定により提出した書類の記載事項を変更する場合は、様式第2号により町長の承認を受けること。

2 補助事業を中止し又は廃止する場合には、様式第3号により町長の承認を受けること。

3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、町長に報告してその指示を受けること。

(実績報告書)

第8条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書は、様式第4号によるものとする。

2 規則第12条の規定により、実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 設置状況が確認できる写真
- (2) 領収書の写し
- (4) 松島町農作物等鳥獣被害対策事業補助金交付請求書(様式第5号)
- (3) その他町長が必要と認める書類  
(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、町長が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払又は前金払により交付することができものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要な現地調査を行い、設置状態を適当と認めるときは補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の取消し等)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、取り消した部分の補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該命令の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附則(令和8年3月16日告示第33号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年度松島町農作物等鳥獣被害対策事業補助金交付申請書

年 月 日

松島町長 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
連 絡 先

年度において、松島町農作物等鳥獣被害対策事業を実施したいので、松島町補助金等交付規則（平成16年松島町規則第27号）第3条の規定により、下記補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の内容
- 2 見積額
- 4 事業完了予定年月日
- 5 添付書類
  - (1) 設置場所を確認できる位置図
  - (2) 購入予定資材の見積書の写し
  - (3) 確定申告書の写し
  - (4) 町税等納税証明書
  - (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

年度松島町農作物等鳥獣被害対策事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日

松島町長 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
連 絡 先

年 月 日付け 指令第 号で交付決定の通知のありました、  
松島町農作物等鳥獣被害対策事業補助金について、事業の内容を下記のとおり変更  
したいので承認されるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類（変更内容が確認できるもの）

様式第3号（第7条関係）

年度松島町農作物等鳥獣被害対策事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

松島町長 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
連 絡 先

年 月 日付け 指令第 号で交付決定の通知のありました、  
松島町農作物等鳥獣被害対策事業補助金について、下記のとおり中止（廃止）した  
いので承認されるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 添付書類

様式第4号（第8条関係）

年度松島町農作物等鳥獣被害対策事業補助金実績報告書

年 月 日

松島町長 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
連 絡 先

年 月 日付け 指令第 号で交付決定の通知のありました、  
松島町農作物等鳥獣被害対策事業補助金について、下記のとおり実施しましたの  
で、松島町補助金等交付規則（平成16年松島町規則第27号）第12条の規定に  
より関係書類を添えて報告いたします。

記

1 事業に要した経費

円

2 事業完了年月日

年 月 日

3 添付書類

- (1) 設置状況が確認できる写真
- (2) 領収書の写し
- (3) 松島町農作物等鳥獣被害対策事業補助金交付請求書（様式第5号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第8条関係）

年度松島町農作物等鳥獣被害対策事業補助金交付請求書

年 月 日

松島町長 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
連 絡 先

年 月 日付け 指令第 号で交付決定の通知のありました、  
松島町農作物等鳥獣被害対策事業補助金について、下記のとおり交付されるよう請  
求します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 請 求 額 円
- 3 振 込 先

金 融 機 関 名	
支 店 名	
種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	
口座名義人(カナ)	